

(重要) 高校臨時支援金の申請について

先般報道のありました高校の授業料無償化(高等学校就学支援金関係)につきましては、3月21日に学校から BLEND を通してお知らせしたところですが、この度、令和7年度限りの措置となる「高校臨時支援金(以下、「臨時支援金」という。)」について国及び沖縄県から受給に向けた前提条件並びに申請方法が示されましたので以下のとおりご案内いたします。必ずご確認ください。

1. 概要

臨時支援金とは、所得制限を一部撤廃した令和7年度限りの高校就学支援金の呼称であり、これまで就学支援金「未認定/未受給/意向なし」の方であっても、申請手続きを経れば、国公立共通の授業料基準額である年額118,800円が支援される制度です。

(本校 HP>保護者の方>沖縄県の各種支援制度>臨時支援金参照)

2. 要件

支援を受けるためには、所定の申請手続き(※)が必要となり、その手順は下記のとおりとなります。

申請手続き(Web)に必要な個人IDとパスワード(高校入学時配付)を別紙のとおり(再度)配付しますのでご確認の上、期限までの申請をご検討ください。

なお、過去申請した結果所得制限となった方であっても今回改めて申請手続きをする必要があります。また、申請後は沖縄県による審査があり、保護者の税申告(確定申告や年末調整)が済んでいない場合は、済ませること(所得確認ができるようにすること)も要件となりますのでご注意ください。

※高校就学支援金の判定結果を受けることが臨時支援金受給の条件となります。

【 意向確認 】 ①登録期限 9月13日(土)まで

(過去「意向あり」として登録されている方は「認定申請」へ)

○Web登録先 右記 QRコード または 下記本校 HP 参照

《HP>保護者の方>沖縄県の各種支援制度>就学支援金/臨時支援金>Web登録サイト》

○入力方法 本校 HP「Web登録・申請の流れ」参照

《HP>保護者の方>沖縄県の各種支援制度>就学支援金/臨時支援金>Web登録・申請の流れ》



【申請する場合は上記確認を「意向あり」とし、引続き Web で「認定申請」へ】

○支援金の申請手続きは全て Web 上での実施となります。

○申請手続きの際は保護者(全員分)の個人番号(マイナンバー)情報が必要です。

②申請期限 9月13日(土)まで

ご不明な点等ありましたら事務室 河原(098-870-1852)までお問合せください。